

平成23年度第2回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 平成23年10月27日(木)午後3時～

2 場 所 諫早市図書館 2階 視聴覚ホール

3 出席者 委員 13名

欠席者：（内山憲介委員、川原 聡委員、宗 陽子委員
出口喜男委員、野田 晋委員、西山和彦委員
三田享子委員）

事務局 15名

4 会議次第

開会

議事

- (1) 議事録署名人指名
- (2) 公立保育所のあり方（施設整備と運営）について
 - ① 答申案について
 - ② 答申書案について
- (3) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について
- (4) その他

閉会

【健康福祉審議会】

1 開会

事務局

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第2回諫早市健康福祉審議会を開会いたします。

本日、内山委員、川原委員、宗委員、出口委員、西山和彦委員、野田委員、及び三田委員については会議に欠席の旨御連絡をいただいておりますので御報告申し上げます。ただいまの出席者は13名で、健康福祉審議会条例第7条第2項により委員の過半数の出席が認められますので本会議が成立することを御報告いたします。

(会議資料の確認)

(略)

それではこれより議事に入りたいと思います。議事の進行を田鶴会長にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております田鶴と申します。本日はお忙しい中お繰り合わせの上御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本日の議題でございますけれども、お手元に配付されております次第に議事として記載してありますとおり、公立保育所のあり方についてと、諫早市地域福祉計画についての2件でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

2 議事

(1) 議事録署名人指名

○会長

それではまず、この会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。大峰委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《大峰委員了》

ありがとうございます。大峰委員よろしくお願ひいたします。

(2) 公立保育所のあり方（施設整備と運営）について

○会長

それでは次に、「公立保育所のあり方について」の答申案についてを議題といたします。本計画は本年6月の会議の際、市長より諮問を受けまして公立保育所のあり方に関する検討部会に審議をお願いいたしておりました。

中野部会長さんから報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

公立保育所のあり方(施設整備と運営)に関する検討部会長

それでは、既に配付されておりました答申案をお手元にお持ちでしょうか、東ねた分でございます。この答申案に沿って簡単に報告したいと思います。

お手元の答申案のまず2ページをお開きください。2ページの1の(1)、再度確認いたしますけれども、諮問の趣旨です。地域の保育状況、社会情勢、保護者のライフスタイル等が変化する中、地域の保育需要(偏り)に対応するため、再度公立保育所のあり方について諮問し、施設整備の手法と運営について検討するという趣旨の諮問がございました。これを受けまして今回、再度ということでございます。この再度というのは実は平成19年の2月に一度こういう形で答申を出させていただいておりますが、それに続けてということでございます。

内容に入る前に、お手元の資料の12ページの先に補足資料というのがございます。補足資料の1ページをお開きください。これが公立保育所のあり方に関する検討部会の委員でございます。私を含めまして9名の委員で検討いたしました。検討内容ですが、その次の2ページ目、6月2日の諮問を受けて、7月以降、毎月検討部会を開催いたしました。都合4回で部会としての判断を下しております。

それではもう一度最初の2ページ目に戻ります。今回この4回の部会で検討すべき視点ということで、2ページ目の一番下の2行で、「保育計画における具体的定員適正化計画の推進手法について」というのが1点、それからもう1点は「今後の公立保育所の役割と整備手法について」、この視点で検討をいたしました。

その結果ということになるのでしょうか、次の3ページです。出てきました課題として一つは、2諫早市保育計画についての(1)保育計画の考察のところの①でございますが、「保育所定員の見直し」の検討の必要があるということが一つ出てまいりました。それから②として「具体的な定員計画の推進」でございます。この定員をどう扱っていくかということで三つほどございますが、まず一つ目、ア)ですが現保育所の定員を増やすという方法と、イ)認可外保育施設の認可に向けた県との協議、それからウ)は保育所の新設ということが項目として挙げられました。

さらにその3行ほど下でございますが、「幼稚園の入園数の減に伴う空き教室を活用した認定こども園の推進も必要です」と。従来保育所と幼稚園ということで管轄が別々だったものを保育という現場の中で認定こども園が一体的にサービスをしていくということの推進、本市においてはまだ形になっておりませんが、この推進も必要ですということでございます。

それでは下の諫早市保育計画の概要でございますけれども、これは現状でございます。ざっと見ていただくといいのですが、この中の大きな番号の3として、定員の話が先程ございましたけれども具体的な定員計画の推進、各地域の保育事情に応じた定員の見直しについて、この中で非常に大まかにお伝えしますと(1)

の中央・西部地域はいずれも就学前児童数が実際の定員よりも多いという状況でございまして、逆に言うとも保育所の定員が少ないということから、定員増についての検討の必要がある地域という位置付けでございまして。これに対しまして下のほうにございまして(2) 東部地域あるいは南部、北部と一番右側の欄を見ていただきますと、マイナス225、マイナス70、マイナス15という数字が入っております。これにつきましては定員減についての検討の必要があるのではないかとこの状況でございまして。

それでは5ページ目をお開きください。こういう状況を踏まえながら、5ページ目は現在の実施されている保育サービス、子育て支援サービス、5ページ下の一覧でございましてけれども、特に特別保育と言われる保育のニーズがかなり多様化していると言われております。このあたりとそれからいわゆる子育て支援サービスを市内の公立保育所・民間保育所という所管の違いでどういう対応が行われているのかという一覧でございまして。ざっと見たところ特別保育に関しましては民間保育所のほうが柔軟な様子があるかと思っております。

6ページ目を御覧ください。同じく特別保育事業の実施状況ということですね。(2)で、地区ごとのニーズを把握して、公と民の特性を生かした特別保育の必要な状況が出ています。それから(3)は現在の公立保育所の現状でございまして。

それから7ページ目を御覧ください。今回の諮問の背景の一つとして、保育所運営に係る費用の項目比較ということの検討の必要性がございました。これについて後程また事務局から細かい報告があるのかもしれませんが、保育に係る経費に関しましては、公立も民間もいずれも同様の額が必要でございまして、ただ市の持ち出し分と言いましょるか、諫早市の独自の負担分ということになりますと、公立の保育所の方がかなり高くなっているという数字でございまして。

具体的な数字でいきますと、この①の下の方に(A)－(D)ということですね。13万4,500という数字が出ております。これは千単位でございましてから、1億3,450万円ですね。この網のかかっている分が市の負担分ということで、公立保育所の負担分ということでございまして、単純にこれだけを比較しますと、一番下の3の一番下の行の③－⑨、これが4,193万5,000円となります。こういう数字の比較でございまして。

それでは今後の公立保育所の方向性というのでしょうか、あり方についてということで、8ページ以降になります。下の方の図式の左側の前回答申内容、これは平成19年2月に出されたものでございまして。御覧のとおりの内容でございましてけれども、これを受けて今回考察した結果ということで矢印の右側で、①多様な保育需要に対し先駆的、試行的な保育の実施、とりわけ保育の質の向上を中心に体制を図っていくと。それから②、関係行政機関や他の児童福祉施設並びに地域との連携体制の強化充実と情報提供などの地域ネットワークの拠点として公立

保育所を位置付けたい。それから③ですが、育児不安や虐待予防等の相談対応、④障害児保育の充実、⑤緊急時の対応、ここは前回の答申内容と並んでいるわけでございますけれども。

それでは次の9ページでございます。市内の公立保育所ですが、保育所の今後のあり方ということで、それを考える際にまず公立保育所の機能ということで言えばどういふものが必要かということで5点程挙げております。これが下の図でございますけれども、①多様な保育需要に対し先駆的、試行的な保育の実施、②地域ネットワークの拠点、③育児不安や虐待予防の相談対応、④障害児保育の充実、⑤緊急時の対応という、先程の一覧を図式化したものでございます。この機能を具体的にどの保育所に落とし込んでいくのかということが下の方にございます。中央・東部地域のいわば中心にございます諫早中央保育所がその機能をすべて備えるということでございます。さらには西部地域にある太陽保育所も、中央保育所と並んでお互いに連携し補完体制の中で五つの機能を受け持つていくという位置付けでございます。

それを一つ一つ項目にしたのが10ページ目でございます。①諫早中央保育所は定員120名です。施設も非常に新しいので施設整備等について特に費用の必要はありません。ところが先程出ております西部地域の②太陽保育所、定員が120名は、既に築37年以上を経過し、耐震補強工事を必要としている、早急に建て替えを実施する必要があるという判断をしております。

それでは次の11ページでございます。実は市内にはもう一つ公立保育所がございますが、これが東部地域を担当する長田保育所でございます。現在定員60名ですけれども、11ページの文章を少しお読みします。「長田保育所のある東部地域では民間保育所が定員を減員して対応されていますので、運営は民間に移管することとします」という判断を部会でしております。「その方法には東部地域の定員が減員となることを前提として、東部地域の11法人により再編・統合する等の方法が考えられますが、保護者や地域の意見を十分に聞きながら進めていく必要があります」という判断でございます。これは4回の検討部会の中で様々な協議を重ねた中で最終的に取りまとめた形でございます。いろいろな意見がございました。繰り返しになりますが、この東部地域というのはいわゆる保育ニーズが少ないと言うのでしょうか、児童数が少ないという状況の中で民間保育所の方々も非常に苦慮して経営されているというところで、公立保育所としては民間保育所の適切な運営ということを鑑みながら、こういう再編・統合案を提示させていただいたわけでございます。

ただ現在既に当然ながら通っているお子さん、それから御利用されている保護者の方がいらっしゃるしますので、移管あるいは再編・統合といった対応をするに当たりましては11ページの図のすぐ下に書いております「子どもの心身の発

達・育ちへの影響や、地域の保育環境に配慮することが非常に重要」であると。さらには地域にございます様々な延長保育等の特別保育のニーズも十分に踏まえながら対応できるような体制に努める必要があるということで、特に前段の方のことに關しましては、いくつか部会の中でも附帯意見のような形で出ております。それを文字にしましたのが11ページのア)、イ)、ウ)、エ)でございます。

項目を見ますと、ア)は保護者と関係者への説明と情報提供ということで、保護者や関係者の理解や協力は絶対に必要であると、十分に了解を得ていただきたいということでございます。それからイ)は入所児童への配慮ということで、子どもたちに負担をかけず保育の質を保ちながらむしろ、今回の対応がサービスの向上を目指す一つのきっかけにしていきたいと、同時に移行の準備期間は十分にとっていただきたいということです。それからウ)は法人の選定でございしますが、この公立保育所を民間に移管する際には東部地域の定員が減員となるよう配慮していただく、質の高い保育を実施している社会福祉法人を選定していただきたいということです。もともと減員、数が減っていくということへの対応ですので、今回の再編・統合ということで、この地域がトータルで定員が増えるということであれば当初の意向とは違いますので、前提として抑えられるような今後の動きでございます。それから、それに手を挙げられている法人の方には質の高い保育をぜひ実施していただきたい、むしろ公募条件としてそういうものを全面に出していただきたいというのが部会の声でございました。

それからエ)、統合・再編後の措置でございしますが、保育所の名称と場所は、長く地域に親しまれているのでその取り扱いについては地域や保護者等の意見を聞き十分に尊重していただきたい。このあたりも移管ということであれば法人を公募する際に条件のような形でお示しできるのかなというふうに思っております。

最後に12ページ、まとめとして公立保育所のあり方という答申でございます。この3行目に書いておりますけれども、平成19年2月に答申した公立保育所の民営化については、答申内容を尊重され、平成22年4月から民営化された保育所は、円滑な運営がなされています。これは実は前回の公立保育所の民営化の措置でございました。これが3年後、実績として大変円滑に運営がなされていると。当時六つございました公立保育所を三つに減らしたわけでございます。こういう実績がありますので、こういう配慮を今回もぜひ行っていただきたいということでございます。

「今回の諮問は」ということで続く文章でございしますが、地域ごとに異なる保育事業のアンバランスの解消とその地域にある公立保育所のあり方について見直すことを目的としたということでございます。努めて保育サービスの質の向上を目指すということがねらいでございしますが、さらには現在国において待機児童の

解消などを目的とした『子ども・子育て新システム』の構築を目指している。すべての子どもを対象に「質の高い学校教育・保育の一体的提供」「保育の量的拡大」「家庭における支援の充実」を目的とする幼保一体化を推進することとしております。先程ございました認定こども園というのがその具体的な形だろうと思っておりますけれども、この提案をしております。

残りの文章ですが、「今後は、諫早中央保育所を子育ての拠点施設として、また太陽保育所を補完連携施設として、『子ども・子育て新システム』に柔軟かつ迅速に対応できるよう子育て支援の体制を確立していただきたいと考えます」ということで締めております。

以上、簡単でございましたけれども今回の答申案の内容でございました。

○会長

ありがとうございました。4カ月にわたり4回審議をされて大変だったと思います。中野部会長それから大峰委員におかれましては大変お疲れさまでございました。部会長から詳しく説明をいただきましたけれども、事務局から何か補足がありますか。別によろしいでしょうか。

それでは後の質疑の中でと思いますのでよろしく申し上げます。

この答申案の中で1から4まで1ページの目次にありますけれども、諮問の背景と検討の視点、諫早市保育計画について、諫早市における保育の現状について、今後の公立保育所のあり方についてということで大きく4項目になっております。これらを審議していくのに半分ずつに分けて1、2を一つにします。諮問の背景と検討の視点は2ページ、それから諫早市保育計画についてというのが3ページ、4ページということでございまして、2ページから4ページにつきましてまず御質問などお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

答申案でございまして言葉の使い方など何でもいいと思っております。何かあれば御質問をお願いします。

それでは私から一ついいでしょうか。言葉の使い方でございますけれども、少し気になるところがございました。2ページのところで下から9行目、「公立保育所においては、園舎の老朽化などにより建替えが喫緊の課題となっている」というあたりのくだりです。「公立保育所においては」という言葉は、公立保育所についてのあり方ということでございまして、この場合は「公立保育所については」という使い方がいいのかなと。前段のところに「諫早市においては」と何度か使われておりますが、こういった流れからすれば「については」の方が良いのではないかなと思うのが1点でございます。

それからその後の、「公立保育所においては、園舎の老朽化などにより建て替えが喫緊の課題となっている太陽保育所及び長田保育所について、最近の保育需要等の変化に鑑み、そのあり方について再度検討が求められています」というのが、

どこから求められているのかなど、少し疑問が沸いたのです。「再度検討する必要が生じています」などの方が良いではないでしょうか。小さな表現の問題で非常に申し訳ないと思うのですけれども、どうだろうかと思いました。

こども支援課長

今御指摘がありましたけれども、なるほど主語がないと言いますか、「求められています」というのが本当にどこから求められているのかわかりませんので、「再度検討する必要が生じております」というような表現で修正をさせていただきたいと思います。

○会長

他に何かありませんでしょうか。

○A委員

4ページの中程、2の保育所定員の見直しというのがございます。その数値の根拠を教えてくださいたいのですが、2行から3行にかけて定員の見直しということで、就学前児童数が平成26年推計で6,800人と書いてありますけれども、これの50%が保育を受けたいと望んでいるのでしょうか。その50%という数字の根拠を教えてくださいたいのですが。

○会長

4ページの保育所定員の見直しについての50%のところですね。

○こども支援課長

皆様、保育計画はお手元にお持ちでしょうか。

保育計画の5ページでございます。中程に表7がございます。その就学前児童数が平成22年10月1日現在で7,545人。同じく10月1日現在で入所児童数が3,722人。入所率がこの時点で49.3%となっております。今後平成26年の就学前児童数の見込み人数といたしまして6,800人という児童数を見込んでおまして、この中で入所率が平成22年10月1日現在で49.3%。これを50%と見込みまして3,400人という算定をしております。

国におきましてはもう少し率的に低いような状況ではございますけれども、諫早市では低年齢児からの入所が多いというようなことを勘案しまして、定員を50%の3,400人を目標としているところでございます。

○A委員

これは何年間かの平均になっているのですね。わかりました。どうもありがとうございました。数字としてこれが全国と比べてどうなのかなということを知りたかったものですから。

○会長

他にございませんでしょうか。お願いします。

○B委員

3ページに出ております幼稚園が入園数の減に伴い認定こども園に取り組むということが出ておりますが、これについてももう少し詳しく説明していただきたいと思えます。

○会長

認定こども園についての説明をお願いします。

○こども支援課主任

認定こども園について御説明申し上げます。認定こども園は、簡単に言いますと幼稚園と保育所と合わせ持ったような内容になります。もう少し具体的に言いますと、保育所の場合はゼロ歳児から就学前の子どもさんが保育に欠ける世帯、例えばお父さんお母さんがお勤めに出ているなどの状況で子どもさんの保育ができないというときに、保育園でお預かりをします。幼稚園の場合は、通常3歳以上が対象となります。保育に欠ける世帯という条件があるわけではなく、3歳以上の子どもさんに対して幼児教育をするというのが幼稚園の本業でございます。

今、就学前の子どもさんの状況を見ますと、お父さんお母さんの就労状況がかなり高くなっており、なかなか子どもさんを見るできないという家庭が増えてきております。その結果、保育所を求める声は多いのですが、逆に幼稚園の入所は減ってきている状況でございます。

そういった保育所には入れない子どもさんがいるという状況の中で、幼稚園に空き教室がありますから、そこを活用しましてゼロ、1、2歳の子どもさんを保育する、幼稚園の規模に沿って保育所部分を合わせ持つような内容が認定こども園という御理解をしていただければと思えます。

あといくつか、保育所が保育に欠けない子どもさんをお預かりするという方法など認定こども園というのもございますが、諫早市で今検討していましたが幼稚園にそういった保育所の機能を持ってもらうというやり方の認定こども園で御説明をさせていただき、進めてきた経緯がございます。

○会長

B委員、よろしいでしょうか。

○B委員

はい。結局は幼稚園児が減って、保育所に行く子どもたちが増えているということですね。学校に行き出すと学童保育がある。やはり幼稚園、保育所も地域によってはかなりあちこち減っておりますので大変だというお話もちょっと聞いております。そういった事情から、認定こども園として認めるのですかね。諫早市内全体で空き部屋を使ってということですね。

○こども支援主任

特に保育計画で言いますと、中央・西部地域で保育所が足りないと言いますか、保育ニーズが非常に高い状況にあります。そういった中央・西部地域にある幼稚

園に対しまして、認定こども園の推進を今後図っていったらどうだろうかという御意見をいただきました。

○B委員

長田や小野、本野の方は子どもが減っておりますから。長田では小学校も1学級ぐらいしかないという話も聞いておりますので、長田保育所を民間にというお話になっていると思います。経営したいという民間がたくさん出てきているのでしょうか。

○こども支援課長

今後についてですけれども、先程の答申案にありますように、東部地域の中で定員のあり方について、見直しを図っていきたいという状況でございますので、今後この答申をいただきまして、その後、東部地域の法人と協議や募集をしていきたいと考えているところでございます。

○会長

認定こども園の関係については、今後とも推進が必要であるという答申になっているようですので、さらに検討を進めるということによろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

○会長

4ページまでで、他にありませんでしょうか。はい、C委員お願いします。

C委員

希望人数の見直しという4ページのところですけれども、参考資料の方を見ておりましたら、なかなか子どもさんが増えない。そうすると今の数字をそのまま持っていけるのか、それともこれから減ることも考えながら一旦は増やすのか、そのところを教えていただきたいのですが。

○こども支援課長

ただ今御質問がありました件は、子どもの数というのは今後も減っていくことを考えております。しかしながら保育需要といいますか保育所を利用したいという共働きの世帯が増えておりますので、需要は増えると思っております。また、保育所の入所の割合といいますか、4月はある程度定員ぐらいでいいのですけれども、その後、出生などに伴いかなり増えてくる状況でございます。そういうことも含めまして、入所率が高止まりといいますか、かなり高い状況で推移していくと考えております。

また一応この保育計画というのは5年間で計画をしております、子どもの数、入所状況等、国の状況を勘案しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

○会長

他にありませんでしょうか。ないようでしたら、次に行きたいと思っております。

5ページの諫早市における保育の現状について、それから6ページ、7ページ、

8ページの今後の公立保育所のあり方について、9ページ、10ページ、11、12まででございます。5ページから12ページまでについて何か御質問等ございませんでしょうか。お願いいたします。

○D委員

5ページのサービスのところですが、公立と民間の違いの延長保育と休日・一時預かり、この辺が公立にたまたま特殊な事情で入れていただいた親御さんは、休日や延長保育などのサービスは非常に受け難くなるのでしょうか。

なぜ私がこれを申しますかと言いますと、医療の中でも当然365日対応ということがあります。今まではリハビリの人は日曜日、土曜日というのは必ず休んでいたのですが、その人たちが土日も当然のように普通に仕事をするようになって、そういう方々が、公立に入れた場合にはこれらの保育のサービスを受けられないのかという心配をしているのですね。

○こども支援課長

5ページの下表でございます。保育サービスのところで公立と民間を比較しておりまして、そこに②から④までが丸印で、公立保育所では特別保育が十分でないということだと思えますけれども、延長保育などはかなりの民間で対応していただいております。こういう特別保育というものにつきましては、民間でできるものは民間でお願いをする、またそういうサービスがある保育所を選んでいただく、公立で行うよりも民間でできることは民間でしていくということを考えているところでございます。

○D委員

それはわかるのですが、本当に公立でなければ見ていただけないというか、公立の方が充実しているであろう特殊な児童さんの場合、やはり公立の方に預けられる。そうするとその人たちへの対応というのは、土日休みですよとか延長はありませんよということになるのでしょうかという、そのところを私はお聞きしたい。

○会長

考え方についてですね。

○こども支援課主任

休日保育のことでお尋ねかと思いますが、表では民間保育所の方が二重丸になっております。この休日保育については現在諫早市で二つの民間保育所が実施をしており、普段からそこに預けている子どもさんだけをお預かりするのではなくて、諫早市全体の休日保育が必要な子どもさんを対象として2カ園で実施しているという状況がございます。そういったことで、公立では行っていませんが、休日保育が必要な方について民間で対応しています。

それから、公立でないと受けられない子どもさんという御意見をいただいたの

ですが、基本的には公立も民間も同じ保育の内容と考えておりますので、公立でないといけない子どもさんというのは想定していないところでございます。

○会長

今の件よろしいでしょうか。実態として不足しているとかいうことは、現時点ではないのですね。

○こども支援課主任

はい、ございません。

○会長

全部が実施しているということではない、2カ所程度で休日や延長保育を受け入れられているということで、今のところはそういうニーズへの対応はできているということでしょうか。

○こども支援課主任

そのように判断しております。

○E委員

延長保育の問題ですが、私たちの耳には、お母さんたちが夜遅くなって帰ってくるので、あと1時間の保育時間の延長をしていただければ非常に助かるという声が非常に多いのですけれども、こういった延長保育の時間については検討なさったのでしょうか。

○こども支援課長

延長保育のお話ですが、先程からもありましたように、市内には全部で42カ所の保育所があり、公立も含めまして35カ所で延長保育を実施しております。時間につきましては保護者の方々の御要望に応じ、それぞれの保育園で時間を決めておられます。そういう御要望がある場合には、まず、園の方と御相談をしていただいて、園から市に御連絡があると考えております。よろしいでしょうか。

○E委員

園の方に相談をしてくださいということですね。

○会長

延長保育については、時間の問題についても保護者の要望に応じてそれぞれの園において対応されているという回答でしたが、よろしいでしょうか。

他に御意見などありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは特にないようでございますので、お諮りをします。本日いろいろな御意見・御質問が出ました。いただいた御意見により文言の修正等生じた場合については会長に一任をしていただくということで、この答申案について御承認をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございました。それでは本案を承認することといたします。

次に答申書案についてを議題といたします。ただいま承認いただきました内容をお手元にお配りをいたしております答申書としまして、市長あて答申をいたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

御異議がないようですので、この答申書案を承認することといたします。ありがとうございました。

(3) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について

○会長

それでは議事の諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○福祉総務課長

皆さんこんにちは。担当の福祉総務課でございます。それでは地域福祉計画の素案について御説明させていただきます。座ってさせていただきたいと思っております。

議事資料2ということで素案をお示ししております。素案の中身に入ります前に前回6月2日、この地域福祉計画の骨子案をお示ししまして、その中で御指摘があって今回素案の中に反映をさせていただいたところ、また今回の素案をつくるまでの経過の中で骨子案を多少変更した部分をまず御説明させていただきたいと思っております。

資料の8ページを御覧いただきたいと思っております。これは地域福祉計画のイメージ図をお示ししておりますけれども、今回は地域福祉計画がすべて網羅するというか包み込むような感じで記載をしておりますけれども、前回の骨子案では右側の地域福祉活動計画そして小地域福祉活動計画、これは社協さんでつくられる分ですが、ここの分を含んでおらず、矢印だけの関係にしておりました。骨子案の説明の際に、今回は一応2次の地域福祉計画とさせていただいたと思っておりますけれども、前回1次の地域福祉計画の中では自助、共助、公助という役割分担の中で公助中心に計画が策定をされていた部分を、今回2次の地域福祉計画ではその辺のバランスをとってつくりますという御説明をいたしましたところ、G委員さんからこのイメージ図については今お示しをしておる8ページのイメージのほうがいいのではないかとということで御意見をいただきました。確かにその方が良いということで今回は修正したものをお示しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に資料の14ページ、諫早市の地域福祉計画の構成図でございますが、地域福祉計画全体をこういう構成で記載しますということで、章立てを若干前回の骨

子案のときの第1章のところを、この14ページで言えば、序章という格好で記載をしておりましたが、ここを素直に第1章から第4章という格好で記載するように変更しております。

また、あと第2章の保健・医療・福祉を取り巻く現状と課題のところは、前回骨子案では1、2、3をまとめまして保健医療福祉を取り巻く現状ということで記載をしておりましたが、中身を三つに区分けをして記載しております。

最後に、一つ隣の13ページ、その前の12ページ、これは諫早市では圏域を1から6までのようにしています、この考え方は1次の計画から変更ありませんと御説明しておりました。今回の計画そのものは地域福祉計画という側面が強うございます。そういう意味で地域福祉圏域は、第2階層を中心として御説明をしようということで、13ページについては、前はそれぞれ保健福祉圏域でございますとか日常生活基礎圏域とかを記載しておりましたが、今回からは今お話をしたように地域福祉の推進圏域という格好にしています。階層そのものについての考え方は六つの階層に分けるということは変わりございませんが、記載の仕方として13ページのように地域福祉の圏域ということで、ここを抽出して記載したということでございます。

それでは中身に入らせていただきたいと思います。14ページが全体の計画の構成になっておりますので、これを見ながら進めさせていただきたいと思います。

まず第1章の計画の策定の趣旨は、お手元にお配りしております資料で言いますと3ページから5ページまでに記載しております。策定の趣旨の中身といたしましては1次でも当然記載しておりましたが、地域福祉の意義と、地域福祉を推進することの必要性について記述しております。

2点目では、先程自助、共助、公助という御説明をしましたが、地域福祉の役割としての自助、共助、公助についての説明をしております。現在介護保険の第5期事業計画の諮問をお願いしておりますが、介護保険の中で、自助、共助、公助プラス互助という考え方も加えられて示されているようでございます。ただその自助、共助、公助に加えられている互助の考え方が、地域福祉計画の共助という考え方、地域住民相互の支えあいといいますか、そういう考え方で整理をされておりまして、共助というのは保険制度つまり介護保険や医療保険というものに整理をされております。そういう意味で言えば自助、共助、公助というのが今のところ定着した区分と考えますので、今回の地域福祉計画の中では従来どおり自助、共助、公助という考え方で役割分担を記載していきたいと考えております。

次に、策定の趣旨の中で今現在の地域福祉の推進が求められる背景として地方分権の進展がより以上進んでいるということと、共生社会の実現が、これこそ地域福祉計画の理念そのものでありますけれども、子どもや高齢者、障害者をはじめとするすべての人々が地域の中で尊厳を持って生活をするための共生社会とい

うのがより以上求められているという問題と、制度のすきま、つまり高齢者や障害者といった限られた方々の問題だけではなくて、引きこもりやニート、孤独死や虐待あるいは老々介護などが発生をしてきているということの問題、そして今年の3月に起こりました大震災の中での要援護者に対する地域の中での人と人とのつながりが見直されている、この問題について記述をしております。

次に6ページでございます。計画の性格と役割ということで、これは8ページのイメージ図でも若干触れましたが、地域福祉計画のイメージ図の下に諫早市総合計画というのがございますように、地域福祉計画には、健康福祉部の施策を具体化する健康福祉総合計画としての位置付けもございます。その下に高齢者保健福祉計画あるいは障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画などがございます。このような健康福祉分野の最初の総合計画を実施する、そういう分野の上位計画という位置付けと、地域での福祉を支援するための地域福祉、そういう役割がございますということを前回に引き続き記載をする予定でございます。

あとは計画の期間、これは9ページでございますが、見ていただければわかると思います。そして10ページは策定の経緯ということで記載を予定しており、11、12、13ページについては先程御説明したところでございます。

次に第2章では、保健、医療、福祉を取り巻く現状という課題ということで、まず一つ目として15ページから記載をしております。諫早市の人口の推移ですが、平成22年度が記載されていないのは昨日発表されたばかりでございまして、この素案を作成して皆さんにお届けする際にはまだ発表されていなかったため記載できておりません。ここについては最終的に記載をした上でつくりたいと思います。そういう事情で数値が入っておりませんが、(1)として「人口の推移」、そして二つ目として次の17ページ「世帯数および世帯員」、そして18ページが(3)「一人暮らしの高齢者とか単身世帯の推移」、19ページは「介護保険における要介護者とか要支援者数の数字」、そして20ページは「障害のある方の状況」、21ページが「出生数と死亡数」、そして22ページが先程地域福祉を推進する圏域の御説明をしましており、それぞれその圏域で地区社協という地域福祉を推進する母体がつくられていますので、その圏域ごとのデータを記載する予定でございます。

次23ページでは、今の人口及び世帯の状況を踏まえまして将来的な人口、24ページでは世帯数及び世帯員についての予測をしております。また25ページから31ページでは、今年の1月に社協さんと共同で実施をいたしましたアンケートの結果を市民の方々の主な御意見を抽出して記載をしております。後半の参考資料ということで、全体、全質問のアンケートの結果については参考資料として添付をするようにしておりますけれども、ここでは主な意見ということで掲載をす

るようにしておりますし、なお、30、31ページでは、まだ十分に整理はして
おりませんが、少数の方の御意見も参考にしたいということで自由意見として
いただいた御意見を記載をする予定にしております。

ただいま御説明しました諫早市の状況を受けまして、32ページの四つの課題
が出てきたのではないかとということで、それらを受けての課題を記述して
おります。一つ目は、「様々な取り組みの主体による地域福祉の推進が必要」と
いうこと、二つ目は「地域福祉活動に対する多くの方々の参加を促進する
ための手立てが必要」ということ、そして三つ目は「生活課題の解決のた
めの支援体制をより充実していく必要がある」ということ、最後には「地
域において援護が必要な方に対する見守りが必要」ということでの大き
な項目として四つを課題として記載をする予定でございます。

次に34ページ、これは骨子案でも御説明いたしましたが、基本理念につ
いては1次の計画と同様の内容で、「市民一人ひとりの尊厳が保たれ、安
心して暮らすことができるまちづくり」でこの計画をつくってまいりたい
と思っておりますし、次の基本目標については先程4項目の諫早市にお
ける課題を御説明しましたけれども、1点目の「ふれあい、支えあ
う地域づくり」については4項目の一つ目の課題である「様々な取
組み主体による地域福祉活動の推進」実現のための目標ということで
挙げております。2点目の「地域福祉を支える人づくり」については
「地域福祉活動の参加促進の方策が必要」ということ、3点目の「地
域を支える福祉のしくみづくり」については支援体制の充実というこ
と、4点目については「要援護者の支援」ということで記述をして
おります。

35ページ、ただいまお話をした理念から基本目標、それにぶら下がる
格好でそれぞれ基本指針を挙げております。基本目標の「ふれあい、
支えあう地域づくり」については四つの指針を挙げております。「顔
見知りになるきっかけづくり」と「地域活動への参加促進」、これは
言葉としては前回の1次の計画にも内容としては出ておりましたが今
回は項目としてアンケート結果などを踏まえて基本指針として新し
く加えております。そして三つ目として「地域での新たな支えあ
いの促進」、そして「地区社協活動の推進」と。

次に「地域福祉を支える人づくり」ということで、「福祉保健に関する
意識啓発」、「民生委員、児童委員の活動支援」、そして「ボラン
ティア活動等の支援」「地域福祉の新たな担い手の開拓」というこ
とで挙げております。

さらに「地域を支える福祉の仕組みづくり」ということで、「保健福
祉サービスを利用しやすい環境づくり」、「地域で相談・発見・解決
できる仕組みづくり」と「地域福祉を支える活動の拠点の確保」こ
れは骨子案を説明したときには「活動の基盤」ということでして
おりましたがこれを「活動の拠点の確保」ということで訂正をして
おります。そして「社会福祉協議会の機能強化と連携」というこ

ろで四つを挙げております。

最後に「要援護者の支援」ということで「地域における見守りの推進」を。

また、これに応じまして36ページ以降に基本指針に基づく施策の方法をそれぞれ記載しております。37ページを見ていただきたいのですが、こういう構成で基本指針ごとに以降記載をしております。まず現状と課題そして施策の方向、そして取り組み内容ということで。取り組み内容については「市が取り組むこと」と「地域でできること」ということで、この辺を共助・自助に盛り込む方向にしております。現在のところ「市が取り組むこと」は担当所管部署との調整中ということで記載をさせていただいております。

詳細については長くなりますので、御覧いただきたいと思います。最後に参考資料としまして61ページから地域福祉圏域ごとの基礎データを載せるように考えております。

以上、長くなりましたけれどもこれで説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問などありませんでしょうか。

F委員

意見でよろしいでしょうか。

○会長

はい、お願いいたします。

F委員

ここにいろいろ努力します、どうしますということが書いてあって、努力をしてくださって計画を立ててくださると思いますが、今も包み隠しなく申しますとね、退職をしてきた人たち、老人で一番力が欲しい人たちは、私たち老人会が何かやろうと思っても手伝っていただくことができないのです。結局素直に言えば、「私まだ老人会に入る歳じゃないから」とおっしゃって入ってくださらないのです。だから老人会は老人だけでやっていますとね、私たちのところで平均年齢が76歳なのです。76歳の者が80歳の者に何かしてやってくれと言われても、例えば会合に行くときに車で迎えに来てくだされば行きますと言われても、76歳にもなっていると責任を持って車で迎えに行くこともできません。

私がいつもお願いしたいと思うのは、退職をしたら地域の老人会に入っても入らなくてもいいですから、協力をしてくださるという気持ちが欲しいということなのです。まだ若いからと言ってグラウンドゴルフとか何とかいろいろなことは一所懸命やってくださっていますけれども、運動会でも開催するときには力が欲しいと思うときなどは、今でいう老々介護でしかできないわけなのですよ。一番私たちが苦勞しているところはそこなのです。それを市の人をお願いするというわ

けじゃないですけども、仕事を辞めたら老人会を手伝ってくださいというような教育とまでは言いませんけれども、そういう気持ちを持ってほしいと思っております。それが一番私たち老人会での悩みでございます。

○会長

ありがとうございました。事務局お願いします。

○福祉総務課長

ただいま御意見いただいたことは、私たちも強く感じておりまして、49ページの中で、直接は老人会の加入とかいうことですが、地域福祉の新たな担い手の開拓ということで、当然、これから団塊の世代の方が退職をされ、それこそ後期高齢者に向かわれるのですけれども、こういう元気な方々についても福祉活動に参加をしていただく仕掛けも地域計画の中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それから、先程私の説明の中で一つお断わりをするのを忘れておりまして、7ページの地域福祉計画と、社協さんがつくられている活動計画のイメージ図ですね、一番下に、作成者のG委員のお名前が載っております、実はこれは第1次の地域福祉計画の中で使わせていただいていたので、お断わりせずに載せてしまいましたけれども、引き続き載せていただきたいということで御了解いただきたいと思っております。

○会長

G委員さん、よろしゅうございましょうか。

G委員

重宝していただきましてありがとうございます。いろいろお使いなさって構いませんので。この図のもう一つ、8ページの図ですが、これは前回の審議会で私の中からお伝えしたのですけれども、いわゆる地域福祉計画が計画として盛り込まなければいけないイメージとか項目というのか、これを見ればすぐにわかるなということなのですが、この中には当然ながら小地域の福祉活動計画あるいは地域福祉活動計画といったものも含む形ですよね。これを称して共助計画という言葉も伝わってくるわけですが、互助計画ならぬ公助計画でもなくて、お役所がつくるけれども共助計画ということで、当然中の方には住民参加の動きであるとか社協さんが中心になってつくらなければいけない仕組みの部分も、実は俯瞰をしていただかなければならないということだと思っておりますね。

それでいくと61ページをちょっとお開きいただきたいんですけども、このところは付録のような形で地域福祉推進圏域状況データということでこれがずっと続くわけですね。全部で小地域が市内で20ございますので、20地域ごとに状況を載せられるということになろうかと思うのです。

私はここで要望という形で意見を出させていただければと思って発言しておる

のですが、それぞれの地域に現在おやりになっっている実際の小地域活動というのでしょうか、小地域単位の福祉活動の状況も含めてここに記入欄みたいなものがあるなどですね。それぞれの地域ではもう皆様方御存知だとは思いますが、諫早市は他の市と比べたときに非常に活発に動いている部分というのでしょうか、ふれあいいいきサロンなのですけれども、これは御館山小校区だけはないのですがあとは全部あります。複数でサロンを開設されている、それが月2回ずつ動いているんですね。そうすると年間あたりトータルで400ぐらい回数的にやってらっしゃるのです。そういう地域はないですよ、他の市なんかと比べますとね。大変熱心に、溜まり場というのでしょうか、今のところは高齢者を中心にということなのですが、本来はもっと広く誰でもが来られるようなところまでを想定するというので、そういうふれあいの場所とか溜まり場みたいなところ、交流の拠点があると相談窓口、相談機能を後でくっつければ大変いい、いろいろなことができるわけです、子育て支援も高齢者介護もですね。だからそういう可能性のあるものが少しずつ動き始めていますので、その部分も載せていただければというふうに、集いとかがいろいろなことをやっていらっしゃるとか、それから西諫早小校区はもう地域福祉の小地域版の活動計画ができています。そういうのもあると、並行になって動きが出てくると本当はそういう小地域版の活動計画みたいなものもそれぞれの小校区ごとにこれから地域座談会などでおつくりいただくと非常に動きとして、「動いていく」という住民参加の部分ですけれども、これと行政の計画などがガチッと手を結ぶというのがさっきの手のイメージですので、ぜひそこまで含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

F 委員

今、ふれあいサロンのことをおっしゃいましたけれども月に2回したら2回分の費用をいただくようになりましてね、今まで2回しても1回しても4,000円でした。でも今度は2回したら8,000円いただくようになったので、いろいろなゲームとか活動費用に使えてみんな喜んでおります。どうもありがとうございます。

福祉総務課長

先程G委員から御要望をいただきました。社協さんは社協さんで地域福祉活動計画というものを今策定されていて、その辺の連携も出てきますし、その連携の中で、この辺に盛り込むべきも、入れた方がいい部分が出てくれば当然その辺は前向きに検討していきたいというところでは。

会長

A委員さん、お願いします。

A委員

この計画はこの計画で私はいいと思ひますけれども、国が考える計画とか県が

考える計画あるいは市、自治体が考える計画とかいろいろものがありますが、残念ながら末端まで、一般の人がそれを知ることがなかなかできないですよ。私も健康医療部会の部会長をして、「健康いさはや21」というものに関わっております。この計画でG委員も言われましたが、計画があってそれを推進していくエンジンが必要なのです。それが一体何だろうというのが見えてこないところ、こういう計画図の中にはきちんとそういう推進していく母体というのを明記していただきたいなと思いますけれどもね。

○会長

関連して、C委員さん。

○C委員

A委員が言われたと思ったのですけれども、どうせだったらこの小学校区のところですね、「健康いさはや21」、せっかく諫早市がやっておるのに何も書いてない、私会長です。この会長だけじゃなくて、諫早市の委員もやっておって、一応学校もやっ、学童保育の訪問とかそういうこともやっています。せっかくだからそれも書いてもらったらいいのかなと思います。

それから先程F委員が言われましたが、なったばかりの高齢者の方はなかなか高齢とは思わらんわけですね、僕だって58歳ですのあと2年たったら自分がどうにかするのかわちょっとわからないですけれども、それでも老人会自体の組織が少し壊れつつあるなというのは介護保険のときに思いました。

私は大体、小船越とか平山付近の地域の人たちを診ていますが、かなり多くの患者さんがニュータウンの中にいるのです。ニュータウンの中に行くとはですね、一人暮らしというのが平成12年当時というか、もう少し前からあって、病気になってもその人を助ける人がいないなどいろいろな状況がありました。介護保険のいろいろな実態を調べるときに老人会にお願いしようかと思ったら老人会自体がもうないというような、特にニュータウンの中ではですね。そういうようなことがあって、先程F委員がおっしゃったように何とか、60歳だと悪いかもかもしれませんが65歳ぐらいになったらもうそろそろ何かそっちの活動に入りましょうというような形に、ある程度自分たちの仕事が終わって、したいこともある程度終わったというか、まずしたいことはすぐその60歳ぐらいでされて、あるいはまだ仕事されるところもありますけれども、65歳ぐらいになったら積極的に一所懸命参加しましょうという市民運動みたいな形をしたらどうでしょうね。

F委員

よろしくをお願いします。

○会長

ありがとうございました。いろいろ貴重な御意見等受けたと思います。他にありませんでしょうか。お願いします。

○E委員

社会福祉協議会が取り扱う事務の中に、一つ精神障害者に関する項目が抜けているのです。これは前から言われていることなのですけれども、なかなか入れてもらえませんので、何とか地区社協の方にも働きかけていただいて、精神障害者に関する福祉の項目を加えていただけることはできないだろうかと思っております。以上です。

○会長

今の件について、私少し関係がございますので。除いているというような、そういう意識は社協としては持っていないのですけれども、その項目がはっきりと出ていないという部分があるかもしれません。相談事業につきましても精神障害もあわせてという基本的な考え方では、三障害をちゃんとしていこうということでは対応している、連携をとってというところですが、明確にこう出ていないというのでも確かにあるかと思えます。その辺は今後また考えていかなければいけないということで、事業計画等の中にも配慮していきたいと思っております。

ここでお答えするよう立場ではないと思うのですが、一応そういう考え方を持っておるということで、社協のことについては御理解いただきたいと思えます。

○E委員

ありがとうございます。

○福祉総務課長

先程A委員から市民に十分伝わってなくて、どこがこの地域福祉を推進していくエンジンなのか、その辺もはっきりということでの御意見をいただきました。

35ページの体系の中で、基本目標として地域福祉を推進するに当たって、支えあう地域をつくっていくための取り組みが必要ですというのがまず一つですし、地域を支える人というのも当然必要ですと、この辺がエンジンになるのかなと思っておりますし、末端までというところが、実は今回の素案の中では取り組み内容のところはまだ調整中で、なかなか踏み込んで今回お示しできなかったという部分もございますので、その辺は今後、最終の案に向けてきちんと検討していきたいと思っております。

それから先程C委員、F委員から御意見があった部分ですが、35ページの「ふれあい、支えあう地域づくり」の中の基本指針のところ顔見知りになるきっかけづくりや、地域活動への参加促進ということ今回新たに指針として加えたいという説明を付け加えたかと思えます。C委員、F委員のおっしゃるとおり、地域でそういった活動をされる団体への参加や加入については、危機的な状況とまでは言えませんが、非常に問題視しなければいけないのかなと、この辺は何か

しなければならぬということですね。1次でも文言は含まれてはいたと思えますけれども、ここにあってはつきりと加えてきたということで御理解いただきたいと思っております。

○会長

他に御意見などありませんでしょうか。

○D委員

地域における見守りの推進のところで、この見守り高齢の方、大きな支援の必要な方を見守るという体制から最終的に亡くなられたときの対応が、高齢者の独居の方々の場合、非常に手薄のような。一人で亡くなられた後、それをお迎えに来られる方もいらっしゃる、じゃあ行政のほうに相談したら親類かその身内から要請がないと自分たちは動けないとか、そういうことが現実にあっておりますので、やはりそういう方々においては、この見守りの中の最終的なところもきちんと体制を整えていくというのをお願いしたいのですけれども。

○福祉総務課長

当然生活の課題の中には、日頃からおつき合いの中で解決をしていこうというのが目標ですし、確かに地域の中で、生き生きと最後まで生活できるように体制を整えるというのは必要だろうと思います。ただ、今具体的にその亡くなられた場合への対応を記述というのは難しく、こういう情勢の認識の中で、孤老死の問題なども記述をするようにしておりますので、その辺は実際に地域福祉計画を、地域福祉を推進する中で解決をしていかなければならない課題なのではないか思っております。

○会長

大事な問題だと思います。他にございませんでしょうか。

○G委員

先程A委員さんからエンジンはだれなのだという御指摘がございました。私もどきっといたしまして、はて、エンジンどこだろうか、というようなですね。いろいろなやりとりがございましたけれども、改めてどこをどう押せば動くのか、この車は、という。動かなければこれは絵に描いた餅になるわけですから、一つはっきりしているのは行政計画のような形のいくつかの計画に予算措置がつき、当然ながらそこにサービスがという、これでまあ動くだろうなど。ただ全体としてまちづくり、だれもが安心して暮らせるまちづくりのための動きというのが、どうすればいいんだということが改めて問われているなどというのがあるわけですね。

私なりに今ちょっと思いつきでいろいろ考えるのですが、これは住民自身じゃないかなと、エンジンがですね。住民というと非常に漠然としていますので、先程の議論と重ね合わせると例えば地域住民の中には、自治会、あるいは老人会や

敬老会、婦人会などいろいろな組織がございます。第一線を引いたらそういう会で社会貢献をしましょうという動きは一つ大きいのかなと思います。

ただ福祉のまちづくりというところに焦点化するためには、さらにそれを束ねる役割として地区の社会福祉協議会が必要なのだらうなと思いますね。ですから20の地区社協というのができているわけでございます。ただしこの地区社協の役員さんたちは何か報酬をもらって動いているわけではなく、専従のスタッフがいるわけでもない、電話もない、事務所もないわけですね。市の社協はありますけれども地区社協はそういうのはないわけですから、あくまでボランティアの動きなんですね。ですからその辺は本当に気持ちで動いていただくと、ただ気持ちだけでどうにもならない部分があるので、それについては市の社協さんや専門家にきちっとバックアップしてもらい、あるいは市から職員さんが派遣されているいろいろな助言を行う、相談ごとを受けるとか、その市レベルと地区レベルとのいろいろな情報のやりとりやバックアップ体制があつて、この動きというのが動いていくのだらうなと。いずれにしても地区社協ごとに束ねられなければ動きにならないというふうに私は思うのですけれども、その辺がエンジンのつくり方、今後の動かし方なのかなと思いました。個人的になりますけれども、御意見があればまたいろいろ出していただければと思います。

○会長

ありがとうございました。

○C委員

他に御意見がなければ、実は昨日、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会に出てきましたので、その時の話の一部のお話を。関係ある方もいらっしゃるし、行政の方もいらっしゃいますので、一応委員は昨日、2年間で終わりました。資料は市のほうにも配ってあると思いますけれども、その中で2点問題がございます。

社保も国保も、いずれの組合もみんな赤字ということで保険料というのは医療費は上げられないという形のが基本でございます。保険料は一切上げるつもりはないということでございます。そのところはいいのですけれども、高額療養費というのがあります。医療費がある程度の一定の金額まで来ますとそこはもう組合が持ちますよという考え方ですね。100万円かかろうがいくらかかろうが、今高額療養費というのが15万円ですかね、一番保険料の高い人で。それ以上は償還払い、あるいはその場で払わなくていいという形になっているのですけれども、所得は全体として落ちてきてきているので、一番上一番下はそのままいいのですけれども中間層の所得の人で、その所得の低い人、中間層ぎりぎりの所得、何と言いますかね、非課税の人ですよね、そのすぐ上のところの人かなり厳しいと。だからそのところの高額をあまり出させない、補助しようという

ころはセーフティーネットでいいのですが、でもさっき言ったようにどこも金がない。金がないならどこから取るのかということで、じゃあ取りやすいように外来の人から一人100円と。それを充てようとしているのですね。おかしいですよ、互助の働きとしてわかりますけれども、互助だったら当然ながら保険料で何とかしないといけないところですが、もう特に社会保険の方は一切上げられないということも挙げているのですね。この形でそのまま押し切られると、100円ずつ、100円というのもわかりませんよね、毎回外来に来るたびに100円取られる形のシステムにしようとしています。これは社会保険の全員の助け合いというシステムから外れておりますけれども、ないものはないと突っぱねています。だけどよく考えると、政府だけではなくて、どこも財政が厳しいわけですね。ということになるとこれから先この方法でうまくいけば、保険の原資自体を外来に来た人から取るという形になってしまうことになると思うのですね。

こういうことですので、今度はちょっと日本医師会からになりますけど、これに反対しておりますので、各医療機関で署名活動をすると思います。よろしくお願いします。ただ諫早市の場合、保険者でもありますのでいた仕方ないところはあります。しかしながら、医師会からそういう行動が出ますし、署名活動が全医療機関で始まると思います。そのときはちょっとこの場にそぐわないですけれども、御賛同なされたら一つ……。要するに病気の人から余計また金を取ることなので、このシステム自体がですね。保険者、特に社会保険の保険者の一番トップの方は、とにかく自分たちは金を集めるけれどもその金をなるだけ出たくない、特に御高齢の人に出たくないという考えで、何のための医療保険なのだろうか社会保険なのだろうかという思いがあります。一律に非常に厳しいところもよくわかりますけれども、何とか保険でならないかなという、それが一点。

もう一点、これは今度の特定健診の保健指導のことですけれども、これは後からですね、大体健診受診率の平均が国保の組合で今回は31.4%、諫早市はわずかにそれより上で32.いくらですね。ここで問題になっているのは、結局受診数が少なくて、その上で保健指導が少なかった場合に各市町村に、あるいは各組合にいく後期高齢者支援金が減らされるんですね。今実際にどれぐらいしているかというとし町村国保が31.4%、協会けんぽという昔の政管健保が30.3%と低くて、組合健保は63.3%で非常に割合が高い、ただ普通の企業健診をそのまま回しただけだから当たり前ですね。指導は逆に市町村国保が21.5%、それから協会けんぽが7.2%、組合で12.4%と低いです。こんな値でありながらまだ相変わらず60%とか70%の健診受診率を基準しているのですけれども、それで評価するのにあと2年しかないわけですね。健診、今の段階でそんな急にこの何年かで伸びることはないけれども、それでも「アメとムチ」のムチの方の

加算減算みたいなことをするのかと聞いたら、まだすると言っていますので、何とかしてみんなで上にあげていかないと。ということで皆さん健康診断を受けるときには、特定健診でお願いします。意外とみんな受けていないのですよね。特に国保、30代、40代、50代、若い方が多いです。それに対して結局、休みの日に医療機関でという話もあるし、それからあと集団健診をという形もありますけれども、今までそういうことをやっても、効果があんまりないようですね。健診料を保険で対応したらどうかなど何とかしないといけないというのはみんなの腹の底にあるのですけれども、なかなか難しい問題があります。まだ健診を受けておられない方がおったら、どうぞ諫早市のために、特に国保の方は受けてください。以上です。

○会長

ありがとうございました。C委員さんは医療保険部会へ毎週行かれていたのですか。

○C委員

一番多いときは毎週ありましたけれども、それがひと月ぐらいすると……、大体ゆるいのですよ。12月ぐらいで話をば一っと予算の関係で進めてしまうと、7月ぐらいまで休みです。そのあとは1カ月から始まって2週間、1週間できっと詰まってきて、本当は次の診療報酬の時までいたかったんですけれども、「お前はちょっと、辞めろ」って。

○会長

お疲れさまでした。ありがとうございました。他にないようでしたら以上で質疑を終わりたいと思います。

引き続き策定作業については、引き続き進めていただくよう、よろしく願いをいたします。

○福祉総務課長

地域福祉計画の今後のスケジュールの分で少しお知らせをしておきたいと思います。ただいまいただきました御意見と、まだデータが揃っていなかった部分、それにそれぞれの指針ごとに関係部署との調整、社協の活動計画とのすり合わせ等を行いながら、最終案を今年の12月ぐらいに皆さんにお示しをして、御審議をいただくように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○会長

それでは関係各機関との調整を図りながら進めていただくということでよろしく願いをいたします。

それでは議事につきましては以上で終了をいたしたいと思います。

最後にその他ということで、何かありますでしょうか。

なければ事務局から次回の日程についてお願いをいたします。

○事務局

本日とりまとめをいただきました公立保育所のあり方（施設整備と運営）につきましては、明日10月28日金曜日に市長へ答申をいただく予定といたしております。また次回の審議会につきましては先程課長のからも申しあげましたように12月の開催を予定しておりますのであらかじめ御承知おき願いたいと存じます。詳細につきましては別途文書にて御連絡をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の議事を終了いたします。あとの進行は事務局をお願いいたします。

○事務局

それでは閉会に当たりまして健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

○健康福祉部長

皆さん、2時間近くにわたり熱心な御審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。本日御審議いただきました公立保育所のあり方については、先程申しましたように明日市長に答申をいただくということでございます。それをいただきましたら担当部局といいますか、市といたしましてはその答申内容を尊重しながら子育て支援、保育所の充実に努めてまいりたいと考えております。

また地域福祉計画についてはこれから最終案を策定をしてまいります。本日はいろいろな御意見をいただいておりますので、その御意見を考えながら、盛り込めるものは盛り込んで最終案の策定をしてまいりたいと思っております。

長時間の会議で大変お疲れのことと思っておりますが、今後ともどうぞ市の福祉行政に協力をいただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

それでは田鶴会長、委員の皆様、大変お疲れさまでした。以上をもちまして平成23年度第2回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。

（午後4時47分終了）